

<報道発表資料>

令和3年4月19日

交通安全施策

5月は「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」です ～自転車も のれば車の なかまいり～

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）の自転車安全利用対策担当課で構成する首都圏自転車安全利用対策協議会では、5月1日（土）から31日（月）までの1か月間を「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」と定めています。

令和2年中の埼玉県内の自転車乗用中の交通事故死者数は22人で、令和元年と比べ11人減少したものの、全国ワースト5位と非常に高い水準にあります。また、年齢別で見ると高齢者の割合が最も高く全体の約6割を占めています（令和2年中、自転車乗用中の高齢者の死者数は22人中14人）。

今年に入り自転車乗用中の死者数は、令和3年4月15日現在10人で前年同期比±0人となっています。

県では、自転車が関係する交通事故の防止を図るため、市町村等と連携し、運動重点である自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上などを呼び掛けます。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、期間中は主にホームページやメディアを活用した県民への周知活動を実施します。

●「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」実施活動の概要

1 運動期間

令和3年5月1日（土）から31日（月）までの1か月間

2 スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

3 運動重点

(1) 九都県市共通重点

- 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- 自転車点検整備の促進

(2) 埼玉県が実施する重点

- 自転車損害保険等への加入促進
- 自転車乗用時のヘルメットの着用促進

4 統一行動日

- 5月10日（月） 自転車安全利用の日

■埼玉県ホームページタイトル

「令和3年九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyagekan.html>